○国土交通省令第八号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四十三条の二十第三項の規定に基づき、港湾法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年二月二十九日

国土交通大臣　石井　啓一

港湾法施行規則の一部を改正する省令

港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条の二十を第十一条の二十一とし、第十一条の十三から第十一条の十九までを一条ずつ繰り下げ、第十一条の十二の次に次の一条を加える。

（埠頭群の運営の事業の引継ぎ等）

第十一条の十三　法第四十三条の十九第一項又は第二項の規定による指定の取消しに係る国際戦略港湾又は国際拠点港湾の港湾運営会社は、次に掲げる事項を行わなければならない。

一　埠頭群の運営の事業に関する書類を国際戦略港湾若しくは国際拠点港湾の港湾管理者又は当該埠頭群の運営の事業の全部を承継するものとして国土交通大臣若しくは国際拠点港湾の港湾管理者が指定する港湾運営会社に引き継ぐこと。

二　その他国土交通大臣が必要と認める事項

第三号の二様式中「（第十一条の十八関係）」を「（第十一条の十九関係）」に改める。

第三号の三様式中「（第十一条の十九関係）」を「（第十一条の二十関係）」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第九号

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第百三十六号）を実施するため、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年二月二十九日

国土交通大臣　石井　啓一

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律施行規則の一部を改正する省令

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律施行規則（平成十年運輸省令第七十号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項第一号ロを次のように改める。

ロ　次に掲げる鉄道施設等（法附則第五条第一項に規定する鉄道施設等をいう。以下この項において同じ。）の整備の別を明らかにした貸付金の使途

(1)　北海道旅客鉄道株式会社又は四国旅客鉄道株式会社が行う輸送の安全の確立のための鉄道施設等の整備であって、国土交通大臣が告示で定めるもの

(2)　老朽化した鉄道施設等の更新その他旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第一条第三項に規定する会社（以下この項において「会社」という。）の経営基盤の強化に必要な鉄道施設等の整備（(1)に掲げるものを除く。）

附則第五条第一項第二号ロを次のように改める。

ロ　次に掲げる鉄道施設等の整備の別を明らかにした助成金の使途

(1)　北海道旅客鉄道株式会社又は四国旅客鉄道株式会社が行う輸送の安全の確立のための鉄道施設等の整備であって、国土交通大臣が告示で定めるもの

(2)　老朽化した鉄道施設等の更新その他会社の経営基盤の強化に必要な鉄道施設等の整備（(1)に掲げるものを除く。）

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

告　示

○総務省告示第五十七号

町の境界変更

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定に基づき、山梨県西八代郡市川三郷町と南巨摩郡富士川町との境界を次のとおり変更する旨、山梨県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成二十八年四月二十六日からその効力を生ずるものとする。

平成二十八年二月二十九日

総務大臣　山本　早苗

西八代郡市川三郷町に編入する区域

南巨摩郡富士川町駅前通二丁目字沢ノ戸三六六八の一の一部、三八三六の一の一部、三八三七の一の二の一部、三八三六の四の一部、三八三七の一の一部、三八三七の四の一部、三八六三の一の一部

南巨摩郡富士川町に編入する区域

西八代郡市川三郷町黒沢字山王三六六七の一の一部、三六六七の六の一部

○総務省告示第五十八号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年二月二十九日

総務大臣　山本　早苗

一　名　称	南スーダン派遣施設隊
二　国外派遣期間	平成二十八年三月一日から平成二十八年十月三十一日まで
三　派遣人数（概数）	三百五十人程度
四　派遣地域	南スーダン共和国

○法務省告示第百十九号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十八年二月二十九日

法務大臣　岩城　光英

氏　名	鄭　侖音
生年月日	千九百八十三年十一月十三日

○法務省告示第百二十号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十八年二月二十九日

法務大臣　岩城　光英

住所　大阪市西成区出城１丁目９番20号
アグスティン・シンゴ・シラカワ・ツノハラ
昭和48年５月13日生

住所　大阪府豊中市蛍池南町１丁目９番２号
呉康男　昭和30年７月９日生

住所　大阪市北区天神橋７丁目１番16―3109号
卜鳳芹　昭和49年９月９日生

住所　東京都江戸川区本一色３丁目29番９号
徐鋭　平成７年２月１日生

住所　東京都江戸川区本一色３丁目29番９号
クレッスキン・アナトリー・アナトリエヴィチ
昭和58年４月14日生

住所　千葉県山武郡九十九里町田中荒生1570番地12
サイシュ・オルガ　昭和62年７月18日生

住所　長崎市銅座町３番26号
襲則泉　昭和15年９月29日生

住所　岐阜市古市場32番地１
黄宇　昭和57年９月23日生

孟根　昭和57年８月20日生

黄智晟　平成24年８月３日生

黄智翔　平成27年11月10日生

住所　東京都武蔵村山市伊奈平５丁目34番地７
ハニア・ノマン　平成24年８月26日生

住所　東京都中野区本町３丁目９番５―205号
ジャトゥー・ゴン　昭和61年９月24日生

住所　茨城県稲敷郡阿見町本郷２丁目18番地９
黄淑珠　昭和49年４月28日生

住所　千葉県富里市日吉倉24番地
フルカワ・イリナ　平成10年３月14日生

フルカワ・ジョウイチ　平成13年９月６日生

住所　名古屋市熱田区新尾頭１丁目１番12号
尹栢祖　昭和51年８月15日生

尹徳順　昭和53年６月28日生

住所　山口県下関市神田町２丁目２番10号
申東貴　昭和29年２月27日生

住所　東京都世田谷区上北沢３丁目32番４号
趙顕政　昭和63年１月６日生

住所　東京都八王子市打越町184番地２
趙顕邦　平成２年６月27日生

住所　千葉県市川市行徳駅前１丁目11番18―303号
エムディ・アサドウッザマン　昭和63年９月23日生

住所　兵庫県三木市志染町中自由が丘２丁目303番地
金保彦　昭和38年５月27日生

住所　岡山県倉敷市大内1196番地１
李隆明　昭和27年12月17日生

李由美　昭和29年９月28日生

住所　川崎市多摩区菅１丁目４番28号
李京愛　昭和56年２月21日生

住所　岡山県倉敷市大内1196番地１
李未愛　昭和58年３月１日生

住所　京都市東山区東大路渋谷下る妙法院前側町424番地１
申和壽　昭和29年８月26日生

住所　京都市下京区大宮通四条下る四条大宮町25番地２
李由美子　昭和38年３月10日生

申鎭哲　平成元年６月24日生

申和哉　平成６年12月２日生

住所　京都市南区唐橋西平垣町45番地１
申優希　平成４年11月16日生

住所　福岡市博多区石城町20番７号
彭帥　平成10年３月20日生

彭聰　平成10年３月20日生